

他都市比較で見る相模原市財政の状況

(令和4年度普通会計決算)

相模原市 財政局 財政課 令和6年5月

□ 本書のご利用にあたって

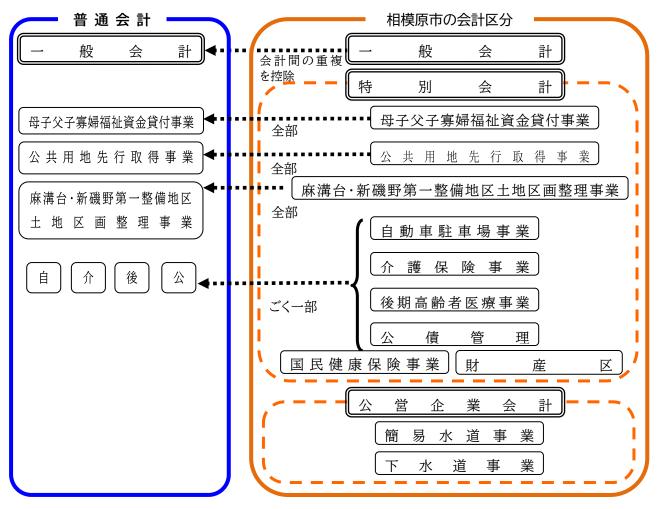
本書は、令和4年度相模原市普通会計決算に基づき、各財務指標等について、他の 指定都市と比較を行った資料です。

本書は、全国的な統一指標として活用される総務省の「地方財政状況調査(通称:決算統計)」の各種数値に基づき、作成したものです。

普通会計とは

財政状況の統一的な掌握及び比較を行うため、統計用の基準で作成された会計区分です。

本市の場合、「普通会計」は、「一般会計」のうち会計間の出し入れによる重複部分を控除(純計)し、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」、「公共用地先行取得事業特別会計」及び「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業」の全部並びに「自動車駐車場事業特別会計」、「介護保険事業特別会計」、「後期高齢者医療事業特別会計」及び「公債管理特別会計」の一部を組み入れて一つの会計としてまとめたものです。



目 次

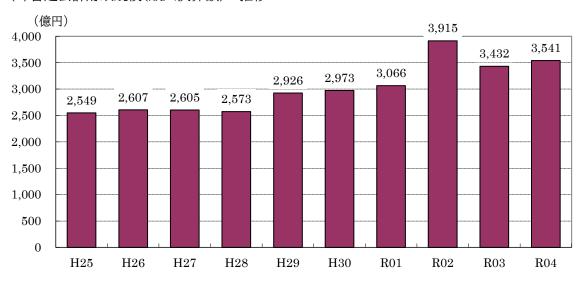
本書のご利用にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
 財政規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
 2歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
 3 歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
 4 財政指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
5 市債の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
6 基金の状況・・・・・ (1)財政調整基金残高 (2)本市の財政調整基金残高の推移 (3)減債基金の残高 (4)特定目的基金の残高 (5)本市の特定目的基金の残高	29

※決算額等の各数値は、項目ごとに表示単位未満を四捨五入して端数調整しているため、合計等が 一致しない場合があります。

1 財政規模

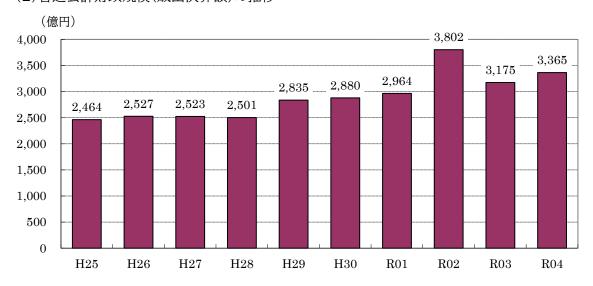
令和 4 年度の本市の普通会計決算額は、歳入決算額が約 3,541 億円、歳出決算額が約 3,365 億円で、前年度に比べると歳入では約 109 億円、歳出では約 190 億円の増額となり、歳入歳出ともに前年度を上回りました。

(1)普通会計財政規模(歳入決算額)の推移



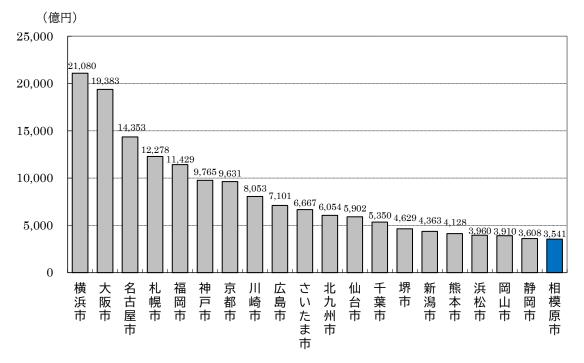
歳入については、地方交付税や国庫支出金が減少した一方、市税や地方消費税交付等が増加し、全体として増額となりました。

(2)普通会計財政規模(歳出決算額)の推移



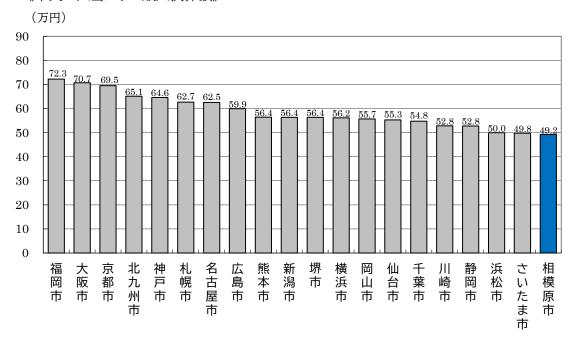
歳出については、災害復旧費が令和2年台風第14号により被害を受けた施設の復旧費の減 少等により減少となった一方、商工費が消費喚起協力金事業の増加等により増加し、全体とし て増額となりました。

(3)歳入決算額指定都市一覧



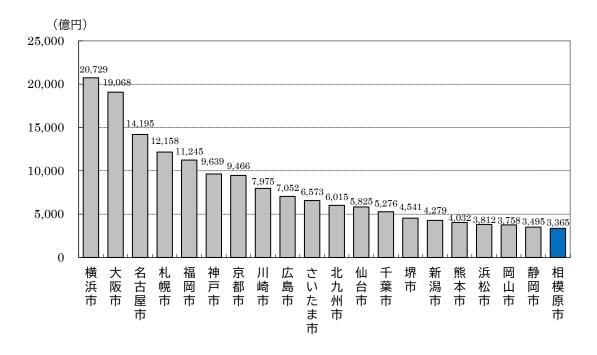
本市の歳入決算額は約3,541億円で、指定都市20都市中20位となっています。

《市民一人当たりの歳入決算額》



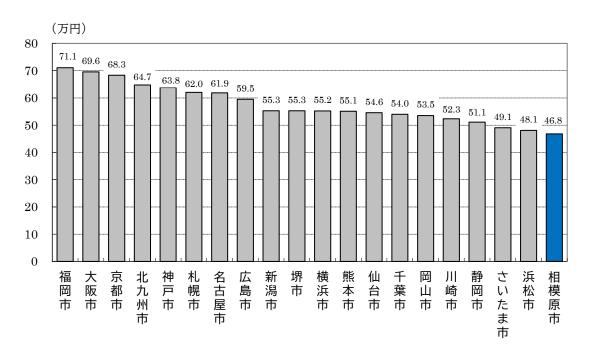
市民一人当たりの歳入決算額は約49.2万円で、指定都市20都市中20位となっています。

(4) 歲出決算額指定都市一覧



本市の歳出決算額は約3,365 億円で、指定都市20都市中20位となっています。

《市民一人当たりの歳出決算額》

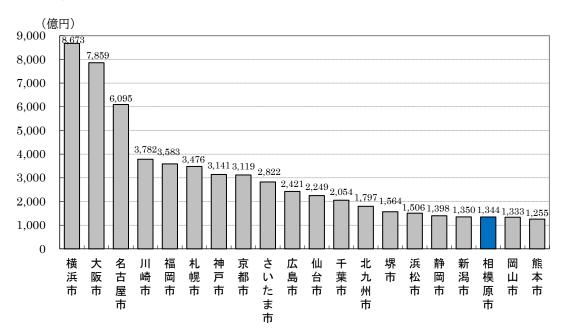


市民一人当たりの歳出決算額は約46.8万円で、指定都市20都市中20位となっています。

2 歳入

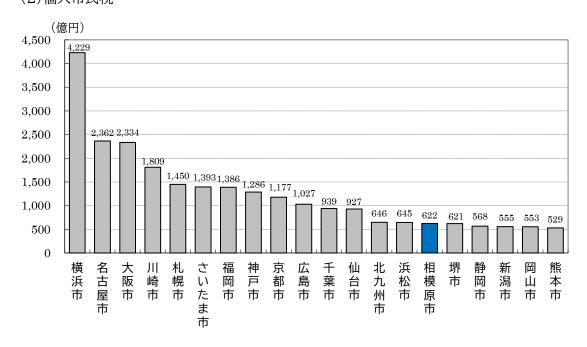
(1)市税

市税には市民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税の6種類があります。本市の市税の決算額は約1,344億円で、前年度と比べ約48億円増収となりました。



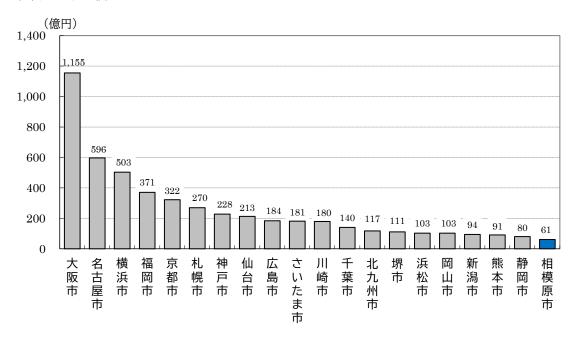
本市の市税の決算額は、指定都市 20 都市中 18 位となっています。

(2)個人市民税



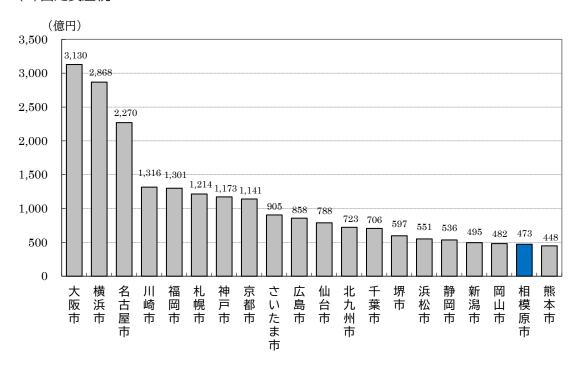
本市の個人市民税の決算額は約622億円で、指定都市20都市中15位となっています。

(3)法人市民税



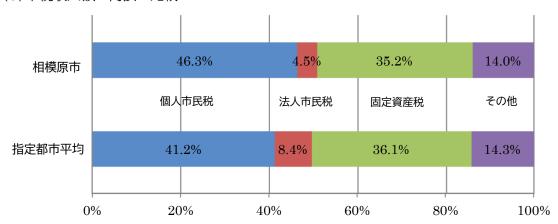
本市の法人市民税の決算額は約61億円で、指定都市20都市中20位となっています。

(4)固定資産税



本市の固定資産税の決算額は約473億円で、指定都市20都市中19位となっています。

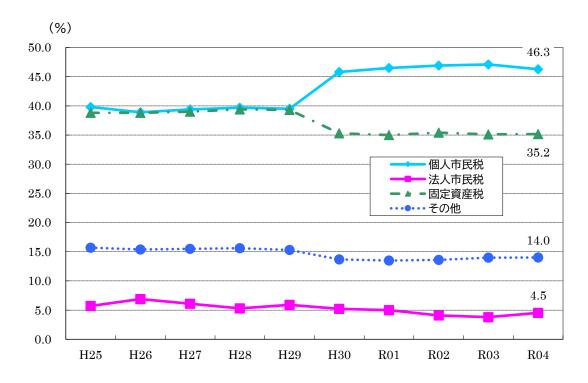
(5)市税収入額の内訳の比較



本市の市税収入額の内訳は、個人・法人を合わせた市民税が 50.8%、固定資産税が 35.2%となっています。市民税の内訳を指定都市の平均と比べると、本市は個人市民税が 46.3%と大きく、法人市民税は 4.5%と小さくなっています。

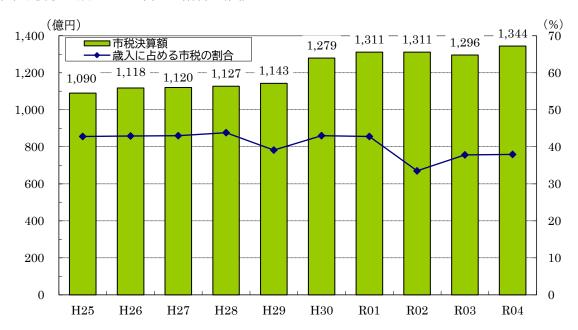
本市の市税収入は、景気動向が短期間のうちに税収に影響する法人市民税の割合が小さいことから、比較的変動の少ない構造となっています。

(6)市税構成比の推移



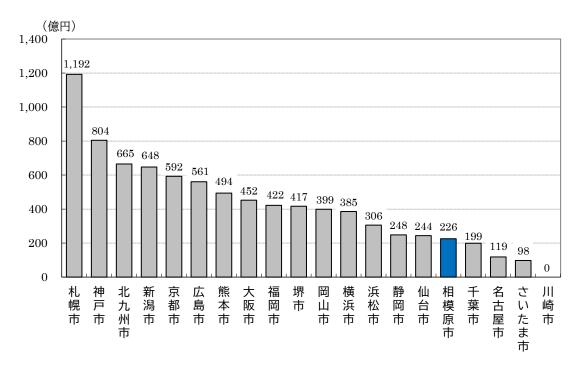
平成 30 年度から、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い個人市民税が増加したため、その割合も増加していますが、それ以降、構成比はほぼ横ばいで推移しています。

(7)市税収入額と歳入に占める割合の推移



市税収入額は、令和2年度以降前年比減が続きましたが、令和4年度は前年比増に転じました。なお、令和2年度の歳入に占める市税の割合は、特別定額給付金事業補助金の影響により相対的に減少しています。

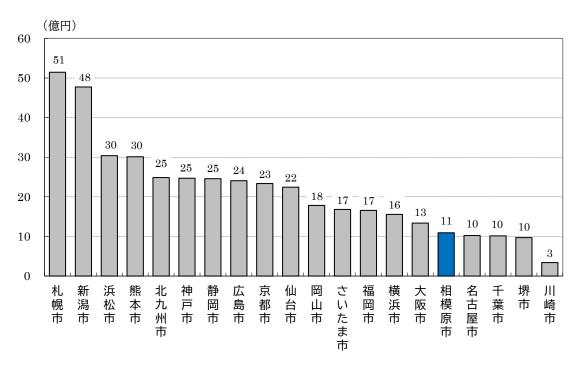
(8)普通交付税



普通交付税は、法令により積算される標準的な支出額から一定基準の収入額を差し引いて 積算した地方交付税制度**1上の財源不足額に応じて交付されます。

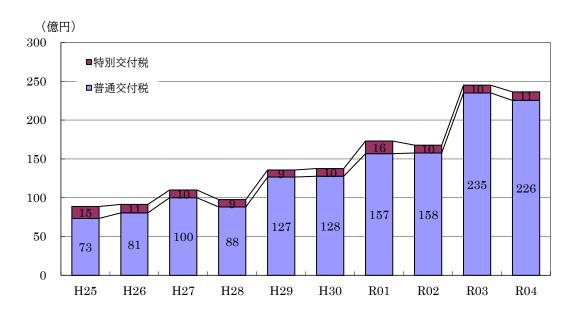
本市の普通交付税は約226億円で、指定都市20都市中16位となっています。

(9)特別交付税



特別交付税は災害復旧など各地方公共団体の特別な財政需要を勘案し交付されます。 本市の特別交付税は約11億円で、指定都市20都市中16位となっています。

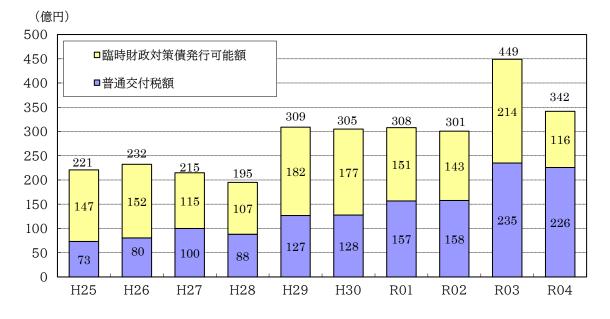
(10)本市の地方交付税の推移



(11)本市の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の推移

普通交付税に臨時財政対策債^{**2}の発行可能額を加えた額は約 342 億円で、前年度に比べると約 107 億円減少しています。

なお、臨時財政対策債の発行可能額(普通交付税額からの振替額)は、国において、各地方公 共団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出されます。

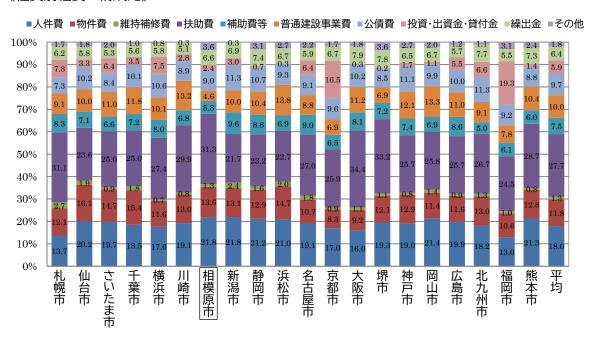


3 歳出

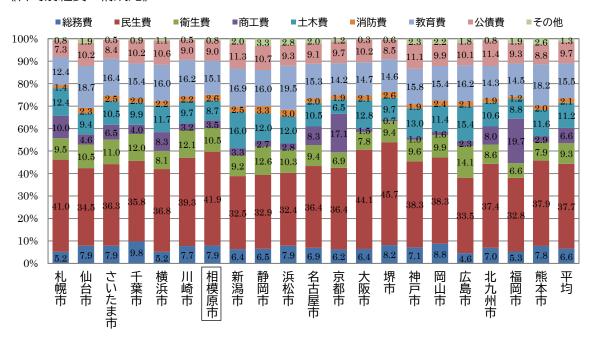
(1)経費の構成比

地方公共団体の歳出の分類方法として、経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」と行政目的に着目した「目的別分類」とが用いられます。これらの分類による経費の構成比は、以下のとおりです。

《性質別経費の構成比》



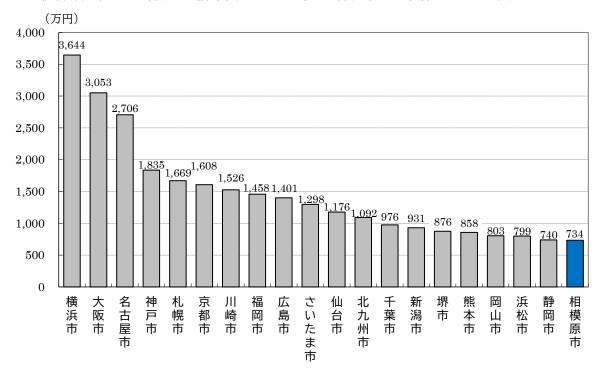
《目的別経費の構成比》



(2)人件費

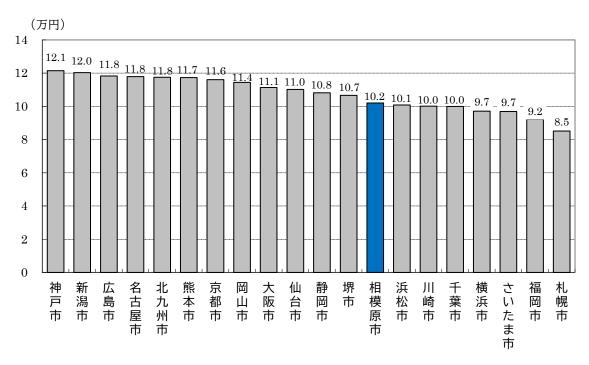
人件費は、市職員等の給与のほか、議員、委員、非常勤特別職の報酬、会計年度任用職員 給与費等を含んだ経費です。

決算額は約734億円で、前年度に比べると約19億円(2.6%)増加しています。



本市の人件費は、指定都市20都市中20位となっています。

《市民一人当たりの人件費》

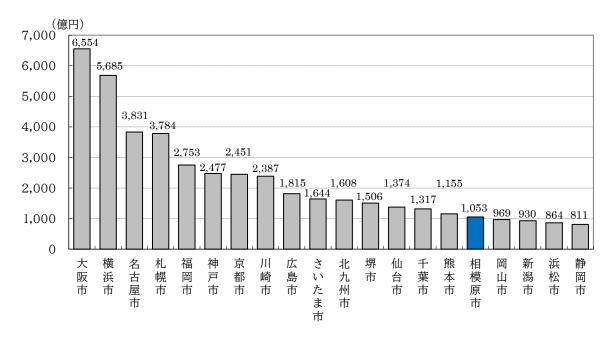


市民一人当たりの人件費は約10.2万円で、指定都市20都市中13位となっています。

(3)扶助費

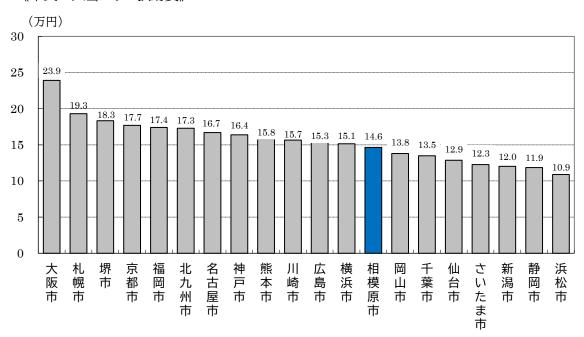
扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対する様々な支援を行うための経費です。

決算額は約 1,053 億円で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費の減少等により、前年 度に比べると約 41 億円(△3.7%)減少しています。



本市の扶助費は、指定都市 20 都市中 16 位となっています。

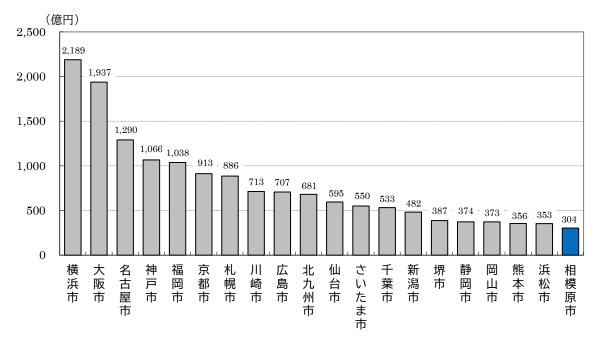
《市民一人当たりの扶助費》



市民一人当たりの扶助費は約14.6万円で、指定都市20都市中13位となっています。

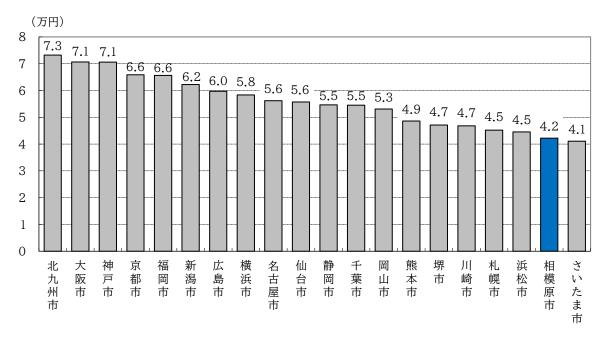
(4)公債費

公債費は、市債に係る償還金の元金、利子及び一時借入金利子の合計です。 決算額は約304億円で、前年度に比べると約31億円(11.3%)増加しています。



本市の公債費は、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

《市民一人当たりの公債費》

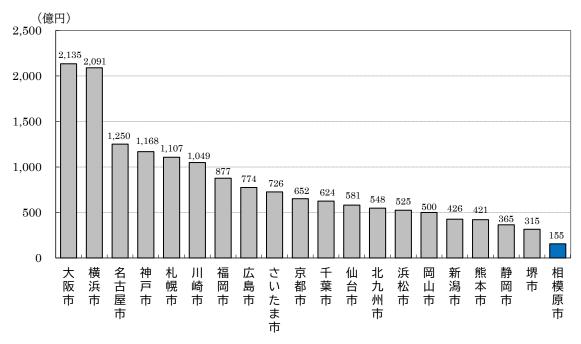


市民一人当たりの公債費は約4.2万円で、指定都市20都市中19位となっています。

(5)普通建設事業費

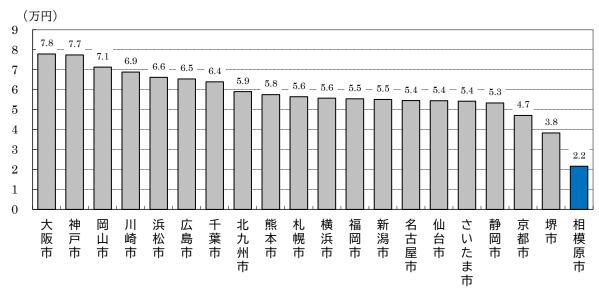
普通建設事業費は、道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新増設や改良事業を行 うために必要な経費をいいます。

決算額は約 155 億円で、相模原スポーツ・レクリエーションパーク整備事業費の減少等により、前年度に比べると約 19 億円(△11.1%)減少となっています。



本市の普通建設事業費は、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

《市民一人当たりの普通建設事業費》



市民一人当たりの普通建設事業費は約 2.2 万円で、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

4 財政指標

(1)財政力指数

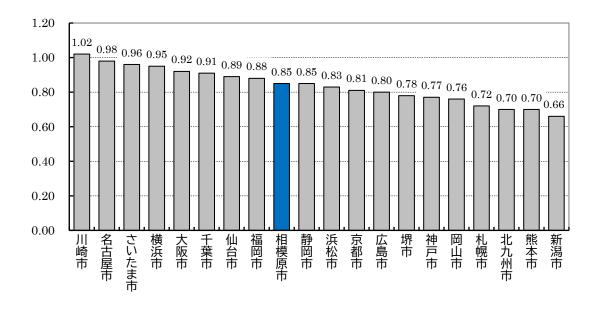
財政力指数とは、収入と支出を国の基準で比べた指標で、地方公共団体の財政力を計る物差しとしてよく使われます。

指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

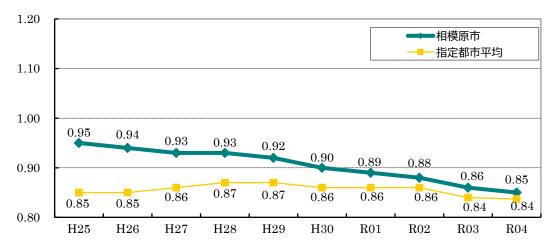
近年は少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加や、公共施設の長寿命化に係る経費の増加等による基準財政需要額の増大の影響を受け、財政力指数が「1」を超える地方公共団体は全国的にも数が少なく、本市の「0.85」という値は指定都市の中では9位となっており、平均を上回っています。

財政力指数 =(基準財政収入額^{※3}÷基準財政需要額^{※4})の過去3か年の平均値

《令和4年度財政力指数一覧》



《財政力指数の推移》



(2) 実質収支比率

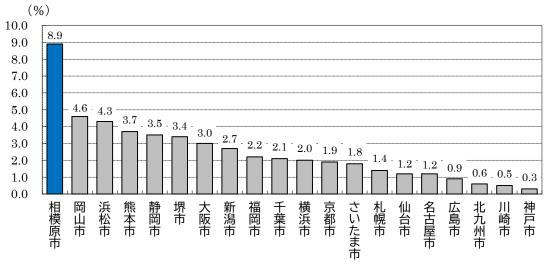
地方公共団体の財政運営には、適度な歳入歳出の均衡が求められており、収支の相対的な 大きさを示す指標を「実質収支比率」といいます。

計算式:実質収支比率(%)=実質収支^{*5}÷標準財政規模**×100

※標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態における一般財源^{※6} の規模を示す もので、地方税(団体独自のものを除く)と普通交付税が主なものです。

説 明:実質収支が標準財政規模に対しどの程度の割合かを示すもので、財政規模が違う 地方公共団体間の比較を可能にしている指標

《令和4年度実質収支比率一覧》



本市の実質収支比率は、指定都市20都市中1位となっています。

《実質収支比率の推移》



(3)財政構造の弾力性

地方公共団体が、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の 弾力性が確保されなければなりません。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標として、以 下の指標が用いられています。

○経常収支比率

経常収支比率は、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源(経常経費充当一般財源)が、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源等)に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものです。

令和4年度の経常収支比率は、前年度に比べると 3.6 ポイント上昇の 96.9%で、指定都市 20 都市の中では 11 番目であり、指定都市の経常収支比率の平均(加重平均) 96.1%を上回っています。

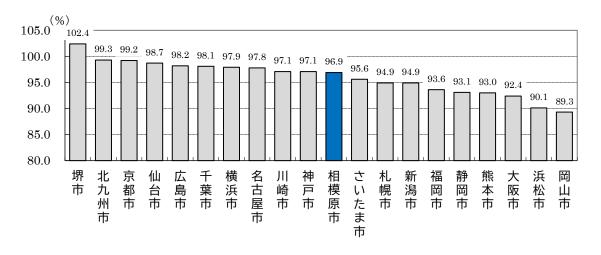
計算式: 経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源等※×100(%)

※経常一般財源等には臨時財政対策債が含まれます。

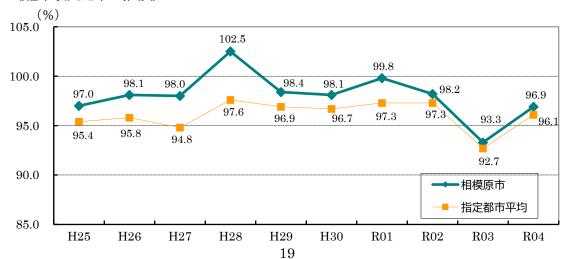
説 明: 人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税、普通交付税等を中心とした毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを表すもので、財

政構造の弾力性を示す指標

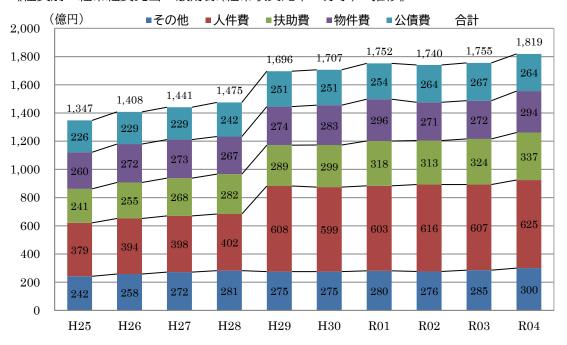
《令和4年度経常収支比率一覧》



《経常収支比率の推移》

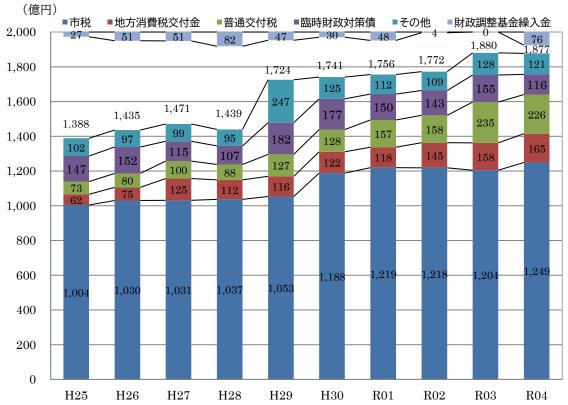


《性質別の経常経費充当一般財源(経常収支比率の分子)の推移》



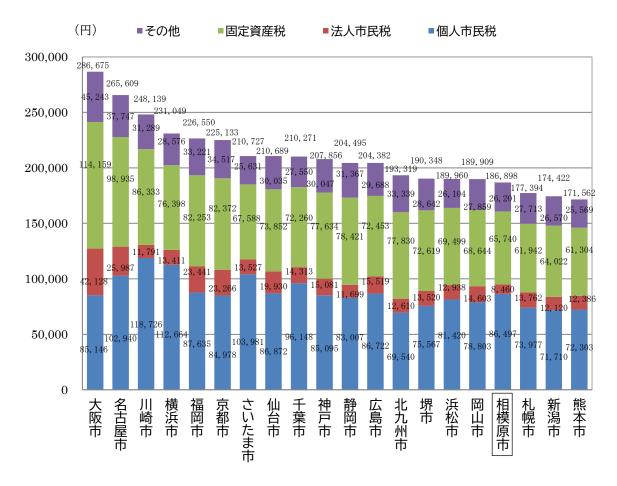
分子である経常経費充当一般財源は、人件費が約 18 億円(2.9%)増加、物件費が約 22 億円(8.1%)増加するなど、全体として約 64 億円(3.7%)増加しました。

《経常一般財源等(経常収支比率の分母)と財政調整基金繰入金の推移》



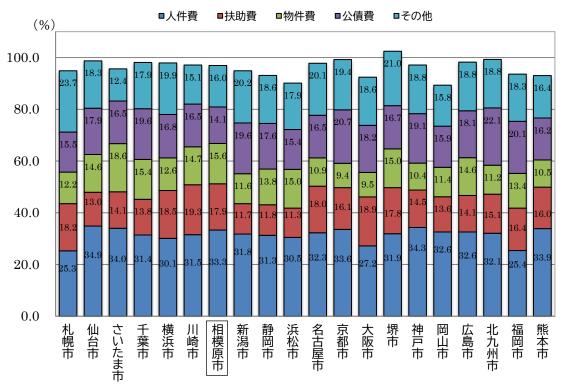
分母である経常一般財源等は、市税が約 45 億円(3.7%)増加した一方、臨時財政対策債が約 39 億円 $(\triangle 25.3\%)$ 減少するなど、全体として約 3 億円 $(\triangle 0.1\%)$ 減少しました。

《市民一人当たりの市税収入額》



経常一般財源等のうち、最も大きな割合を占める市税収入について、市民一人当たりの決算額を指定都市 20 都市と比較すると 17 位となっています。

《経常収支比率の内訳(性質別)》



経常収支比率の主な内訳をみると、人件費が 33.3%、扶助費が 17.9%、物件費が 15.6%、公債費が 14.1%となっています。

《経常収支比率の内訳と市民一人当たりの決算額比較》

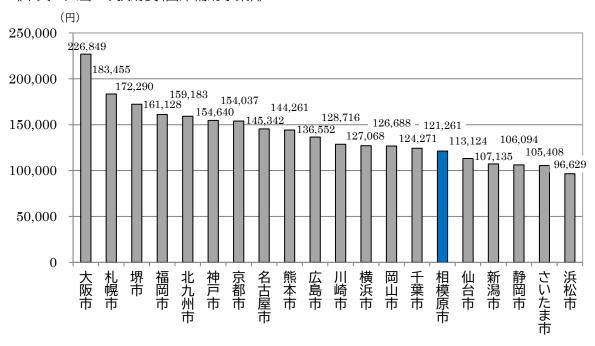
性質	経常収支比率 (指定都市中の順位)	市民一人当たりの 決算額 (指定都市中の順位)	主な内容
人件費	33.3%	102,014 円	市職員等の給与、議員、委員、非常勤特別職の報酬、県費負担教職員の給与等
	(上から 6 番目)	(13 位)	R04 決算額:約 734 億円(対前年度約 19 億円増加)
扶助費	17.9%	146,432 円	生活困窮者、高齢者、児童、障害者等への支援にかかる経費
	(上から 6 番目)	(13 位)	RO4 決算額:約1,053 億円(対前年度約41億円減少)
物件費	15.6%	63,667円	施設の管理費、委託料等
	(上から 2 番目)	(18位)	RO4 決算額:約 458 億円(対前年度約 42 億円増加)

それぞれの市民一人当たりの決算額は指定都市 20 都市の中位を下回っていますが、経常 収支比率は中位を上回っており、経常一般財源等の多くがこれらの経費に割かれている状況 です。

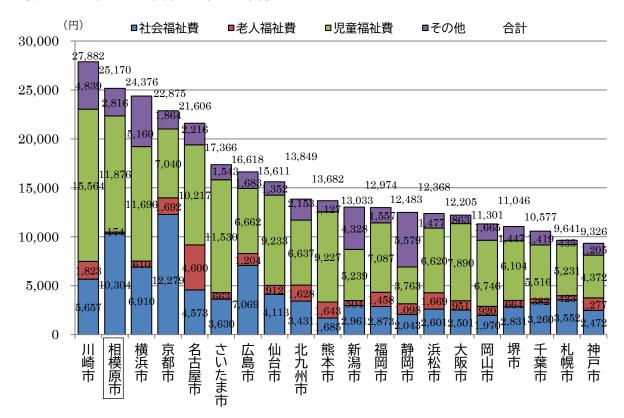
○扶助費(決算額)の状況

市民一人当たりの扶助費の決算額については、国庫補助事業では 15 位となっていますが、 地方単独事業では 2 位となっています。その目的別の内訳をみると、児童福祉費と社会福祉 費の割合が大きくなっています

《市民一人当たり扶助費(国庫補助事業)》



《市民一人当たり扶助費(地方単独事業)》



○実質公債費比率

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であること から、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要があります。その公債費に よる負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率が用いられます。

※実質公債費比率とは・・・

公債費(市債の元利償還金)の水準を測る指標で、地方公共団体財政健全化法に定められた 指標の一つです。

具体的には、一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金と準元利償還金(下水道事業などの地方公営企業の元利償還金に対する繰出金、債務負担行為に基づく支出予定額のうち、地方債を財源とすることができる経費など)の標準財政規模に対する比率です。

この比率が 18%を超えた場合、市債を発行するためには国の同意ではなく、許可が必要になります。

また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の市債の発行が、35%以上になると財政 再生団体となり多くの市債の発行が制限されます。

本市の実質公債費比率は2.7%と非常に小さく、指定都市20都市中19位となっています。

......

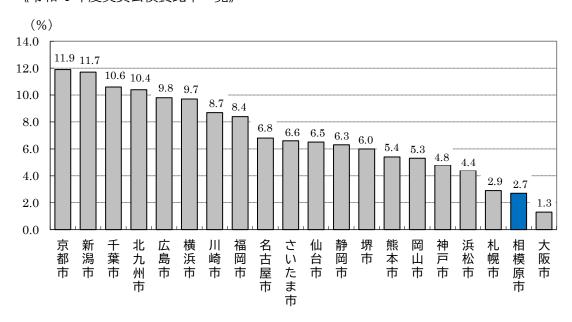
(地方債の元利償還金+準元利償還金)

- (特定財源+元利償還金·準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 = (3か年平均)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

《令和4年度実質公債費比率一覧》



○将来負担比率

将来負担比率とは、市債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な 負債(市が出資する公社の事業資金融資に対する債務保証、市の関連法人等の事業資金融資に 対する損失補償など)の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体財政健全化法に定められ た指標の一つです。

指定都市においては、400%以上で財政健全化団体となります。

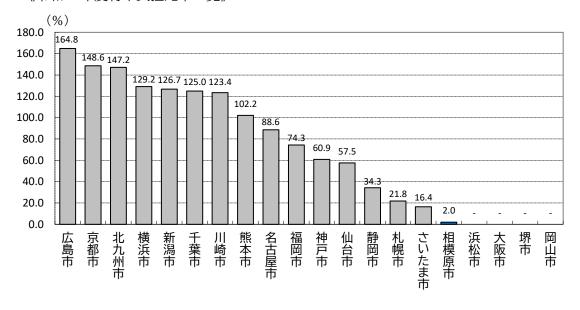
本市の将来負担比率は2.0%と非常に小さく、指定都市20都市中16位となっています。

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額 +地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

《令和4年度将来負担比率一覧》



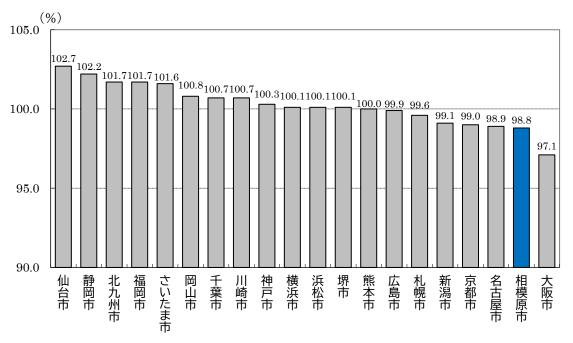
(4)ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の給料を比較するときに使う統計上の指数の一つで、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準を示すものです。

ラスパイレス指数の算出方法は、国と地方公共団体の職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出します。

本市のラスパイレス指数は 98.8 で、指定都市 20 都市中 19 位となっています。

《令和5年4月1日時点のラスパイレス指数一覧》



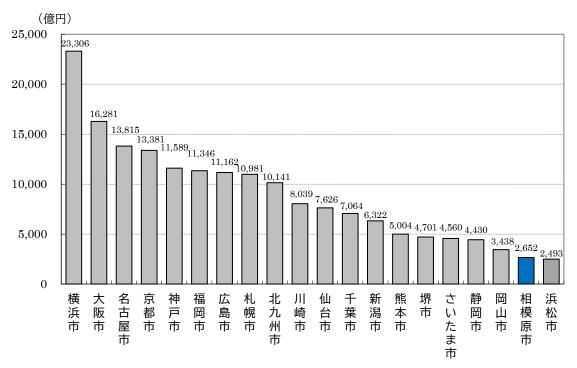
※大阪市は、一般職の給料等の減額措置を実施している。

(期間:平成30年4月~令和5年3月)

5 市債の状況

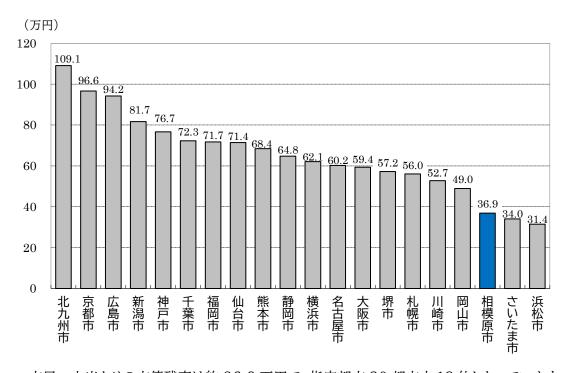
(1)市債残高

令和 4 年度末現在の市債残高は約 2,652 億円で、前年度に比べると約 92 億円(△3.3%)減少となっています。



本市の市債残高は、指定都市 20 都市中 19 位となっています。

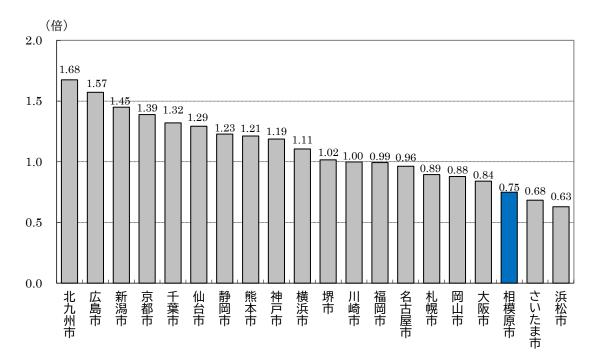
《市民一人当たりの市債残高》



市民一人当たりの市債残高は約36.9万円で、指定都市20都市中18位となっています。

(2)歳入総額に対する市債現在高の比率

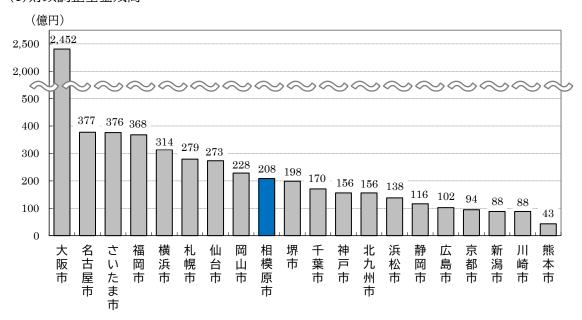
歳入総額に対する市債現在高の比率 = 市債現在高÷歳入決算額 この比率は、財政規模に対する市債現在高の割合を示したもので、個人の「年収に 対するローン残高」と似た指標です。



本市の歳入総額に対する市債現在高の比率は 0.75 倍で、指定都市 20 都市中 18 位となっています。

6 基金の状況

(1)財政調整基金残高

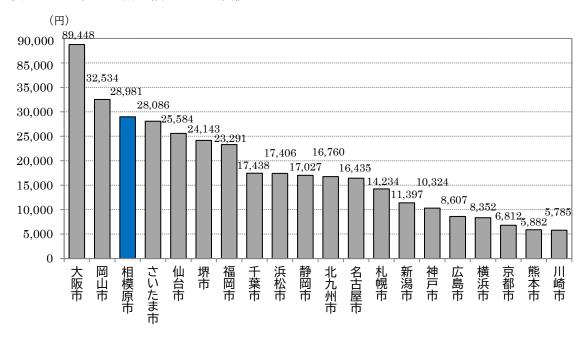


地方財政法では、決算の剰余金については、その 2 分の 1 以上を余剰財源として基金に積み立てるか、市債の繰上償還に充てなければならないとされており、本市においても財政調整基金等への積立てを行っています。

財政調整基金の役割は、安定かつ健全な財政運営を行うため、年度間の財源調整を行うことです。実際の使い道としては、災害等の経費、歳入欠陥による補てん財源、大規模な建設事業などに使われます。

本市の財政調整基金残高は約 208 億円で、指定都市 20 都市中 9 位となっています。

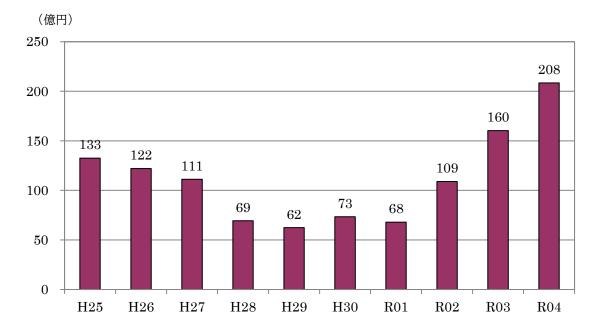
《市民一人当たりの財政調整基金残高》



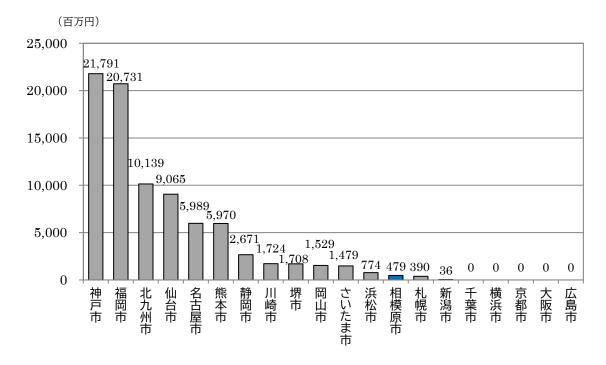
市民一人当たりの財政調整基金残高は 28,981 円で、指定都市 20 都市中 3 位となっています。

(2)本市の財政調整基金残高の推移

令和 4 年度は、市税収入が堅調に推移したことにより令和 4 年度の取り崩し額が抑制されたことや、令和 3 年度の決算剰余金を積み立てたことなどにより、約 48 億円増加しています。

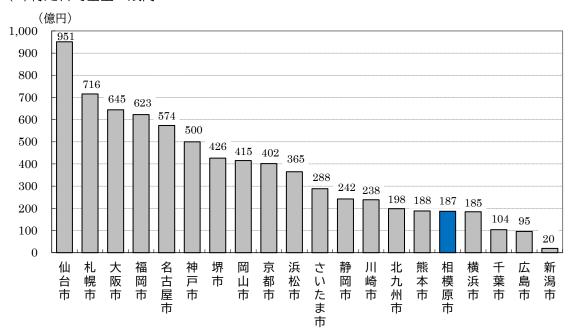


(3)減債基金の残高



減債基金は、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置される基金です。本市の減債基金残高は、指定都市 20 都市中 13 位となっています。

(4)特定目的基金の残高

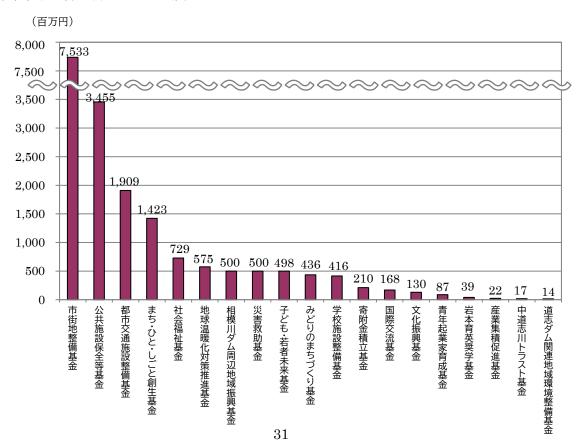


特定目的基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金です。

まちづくりや福祉、文化振興に関する事業など特定の目的を計画的に実施できるよう、将来の 財政需要に備えて積立てを行っています。

本市の特定目的基金の残高は約187億円で、指定都市20都市中16位となっています。

(5)本市の特定目的基金の残高



用語解説

※1. 地方交付税制度

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合並びに地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する制度です。地方交付税には、普通交付税(地方交付税総額の94%)と災害等特別の事情に応じて交付される特別交付税(同6%)があります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付されます。

※2. 臨時財政対策債

地方の財源不足について、国と地方が折半で負担するという考えにより、その地方負担相当分を地方公共団体が地方債によって補う場合に発行する特例的な地方債です。

臨時財政対策債の元利償還金は、償還する各年度の基準財政需要額に全額算入され、その年度に財源不足が発生すれば地方交付税として交付(補てん)される仕組みとなっています。

※3. 基準財政収入額

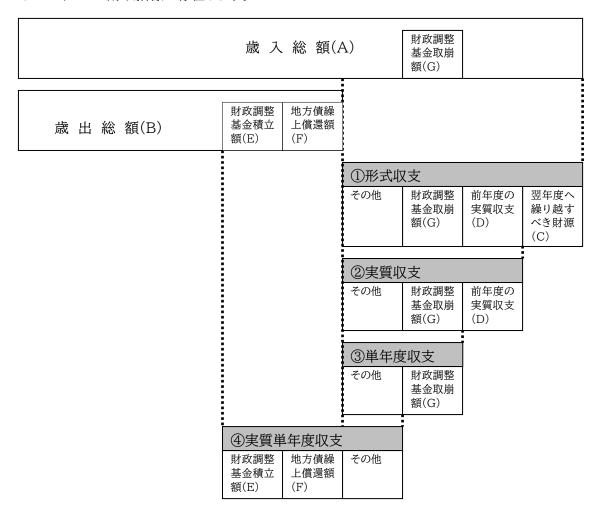
普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を一定の方法により算定した額をいいます。

※4. 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政 を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額をいいます。

※5. 実質収支

財政収支には、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支のほか、実質収支や単年度収支などいくつかの財政指標が存在します。



①形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額です。

形式収支 = 歳入総額(A)-歳出総額(B)

②実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り 越すべき財源を控除した額です。

実質収支 = 形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源(C)

③単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

単年度収支 = 当年度の実質収支 - 前年度の実質収支(D)

④実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額です。

実質単年度収支 = 単年度収支+財政調整基金積立額(E) +地方債繰上償還額(F)-財政調整基金取崩額(G)

※6.一般財源

収入には、市税など市の裁量で使い道を決められるものと、国・県の補助金などのうち使い道 が事前に決められているものがあります。前者を一般財源、後者は特定財源といい、一般財源の 割合が高いほど財政運営の自由度が高くなります。